

軍歴証明書がある事案に係るサンプル調査結果の概要

1 調査目的

さらなる年金記録の回復に向けて、社労士アンケートにより回答のあった「事業所が在籍を認め、陸海軍に召集されていたことが軍歴証明書により確認できる申立て事案」に係る記録回復基準を検討するため、第三者委員会における審議事案のサンプル調査を行い、対象範囲や課題について検証することを目的とする。

(背景)

旧厚生年金保険法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日まで（旧船員保険法第60条の2では昭和20年4月1日から22年5月2日まで）に被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。（条文はp.9参照）

このため、第三者委員会では、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定により時効によって保険料徴収権が消滅した期間であっても、保険料が全額免除されていた事情を考慮すると、申立事業所への在籍が確認できる場合には、他制度での加入期間を除き年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきと考えられることから、厚生年金保険法に基づく記録訂正をあっせんしている。

2 調査対象及び調査方法

平成22年12月末時点で第三者委員会の情報共有システムに登録されている処理終了事案から抽出した「陸海軍に召集されていたことが軍歴証明書により確認できる申立て事案」であっせんされた59件及び訂正不要となった43件の合計102件を対象とし、調査は、あっせん文、訂正不要文、事案概要をまとめた資料から事案の内容を把握して分析することにより行う。

3 調査結果

(1) あっせん事案 (59件) について

i) 申立類型について

(件)

申立類型	資格取得日相違	資格喪失日相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	計
厚生年金保険	4	19	3	29	0	55
船員保険	0	1	0	3	0	4

ii) 厚生年金保険法によるあっせん期間について

(件)

	申立期間の 全期間	申立期間の一部						計
		前半は訂正不要	後半は訂正不要	前後は訂正不要	前半は特例法	後半は特例法	前後は特例法	
厚生年金保険	22	8	13	5	0	7 (注)	1	56
船員保険	2	1	0	0	1	0	0	4

(注) このうち1件は、「後半は訂正不要」と重複しているため、事案件数と一致しない。

iii) 申立期間の始期と申立期間月数について

(件)

申立期間月数 始期	1～24 か月		25～48 月		49～72 月		計	
	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保
昭和15～16年	0	0	1	0	1	0	2	0
昭和17～18年	1	0	10	0	2	0	13	0
昭和19～20年	30	2	7	2	2	0	39	4
昭和21年	0	0	1	0	0	0	1	0
計	31	2	19	2	5	0	55	4

iv) 軍歴証明書等の取得先について

(件)

取得先等	厚生労働省	総務省	地方公共団体	当時の陸軍又は海軍 (申立人が所持していたもの)	計
厚生年金保険	4	0	49	2	55
船員保険	4	0	0	0	4

v) あっせんの判断内容についての分析結果

ア) あっせん期間を判断した主な事情について

軍歴証明書がある事案について分析を行っていることから、基本的には、保険料免除期間 (S19. 10. 1～22. 5. 2) 中の召集期間のうち、適用事業所に在籍していたと判断できる期間があっせんの対象となる。事業所に在籍していたと判断した事情をまとめると以下のとおりであった。

○厚生年金保険 (55 件)

申立類型	在籍していたと判断した主な事情	あっせん期間 (自)	あっせん期間 (至)	件数
	1: 軍歴証明書のほか、関連する資料があるもの			
資格取得日相違	「在籍証明書等」※1により在籍していること及び在籍期間が確認でき、召集期間の途中に資格取得している記録があるもの	・法規定の始期 (注) ・新規適用日	・資格取得日	3 (3)

申立類型	在籍していたと判断した主な事情	あつせん期間（自）	あつせん期間（至）	件数
資格喪失日相違	「在籍証明書等」により在籍していること及び在籍期間が確認でき、召集期間の途中で資格喪失している記録があるもの	・資格喪失日	・召集解除日 ・法規定の終期	9 (5)
資格喪失日相違	特定の月の「給与明細書」により在籍していたことが確認できるもの（軍歴証明書では、召集解除日が不明であるもの）	・資格喪失日	・給与明細書で確認できる日	1
	申立人作成の「履歴書」に退職日の記載があり、内容も「社史」と一致しており、申立人の被保険者名簿には喪失日の記載がないもの	・資格喪失日 （一旦資格喪失とされた日）	・召集解除日より後の日 （履歴書にある退職日）	1
中抜け	「在籍証明書等」により在籍していること及び在籍期間が確認でき、召集期間の途中で資格喪失している記録があるもの	・資格喪失日	・資格取得日 ・召集解除日	2 (0)
全部記録なし	「在籍証明書等」により在籍していたこと及び在籍期間が確認できるもの	・法規定の始期 ・応召日 ・入社月＝応召月のため、その翌月1日	・法規定の終期 ・召集解除日 ・召集解除月の1日 ・次の被保険者記録の取得日 （軍歴期間中）	15 (14)
	以下の資料により在籍していたことが確認できるもの ・「25年勤続表彰状」・「定年退職者名簿」・「被保険者台帳」 ・「退職金給与金支給明細書」・「退職金計算書写し」 ・「退職者名簿」	・法規定の始期 ・応召日 ・資格喪失日 （一旦資格喪失とされた日）	・召集解除日	5
	「事業所から申立人に対する手紙」（22年1月30日付けで、退職金及び応召期間中の給与支払いに関する経過説明）があり、同僚が期間は特定できないが勤務していた旨の供述をしているもの	・法規定の始期	・召集解除日	1
2：軍歴証明書のほかにも、関連する資料がなく厚生年金保険の記録、供述から判断したもの				
資格取得日相違	召集期間の途中で資格取得している記録があるもの	・法規定の始期	・資格取得日	1
資格喪失日相違	・召集期間の途中で資格喪失している記録があるもの (5) ・資格喪失後、召集期間の途中で再度資格取得している記録があり、被保険者台帳に名簿焼失と記載があるもの (1)	・資格喪失日 （一旦資格喪失とされた日）	・召集解除日	6 (3)
	申立人の被保険者名簿に喪失日の記載がなく、複数の同僚及び申立人の兄の供述があるもの	・資格喪失日 （一旦資格喪失とされた日）	・召集解除日より後の日（復員後も引き続き勤務したとする同僚の記録と同日の事業所全喪日）	1
	軍歴と申立人の具体的な供述が一致しているもの	・資格喪失日	・召集解除日	1

申立類型	在籍していたと判断した主な事情	あつせん期間（自）	あつせん期間（至）	件数
中抜け	召集期間の途中で資格喪失した後、取得している記録があるもの	・資格喪失日	・資格取得日	1 (1)
全部記録なし	昭和 15 年に健保資格取得後、喪失日の記載がない記録があり、同僚は少なくとも召集されるまでの期間は勤務していた旨の供述をしているもの	・法規定の始期	・召集解除日	1
	申立人と同様の職種で勤務し、召集された同僚には記録があり、申立人及び同僚の供述が「文献」と一致しているもの	・応召日	・召集解除日	1
	申立人の業務内容に係る供述が具体的で「社史」の内容とも一致しており、被保険者名簿が戦災により焼失しているもの	・入社日	・召集解除日	1
	資料はないが、複数の同僚供述があるもの	・応召日	・召集解除日	1
	未統合記録があるもの（あわせて同僚の供述があるものを含む。） ・申立人と同姓同名、生年月日一致の喪失日の記載がないもの (2) ・申立人の喪失日の記載がないもの (2)	・法規定の始期 ・未統合記録の資格取得日	・法規定の終期 ・召集期間中の被保険者記録がある日 ・全喪日 ・召集解除日	4
				55

※1 「在職証明書等」とは、在職証明書の他、人事記録、労働者（従業員）名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カードを含む。

※2 網掛けは、後の P.8 「4 調査結果に基づき想定される記録回復基準案」において記録回復対象としているものである。

※3 件数欄の（ ）は、P.8 「5」及び「6」の記載内容に関するものであり、申立期間に対して厚生年金特例法によるあつせん期間を含む事案を除いた件数の再掲である。

（注）旧厚生年金保険法第 59 条の 2（保険料免除期間の始期：昭和 19 年 10 月 1 日、終期：昭和 22 年 5 月 2 日）

○船員保険（4 件）

申立類型	あつせんと判断した主な事情	あつせん期間（自）	あつせん期間（至）	件数
1：軍歴証明書のほかに、関連する資料があるもの				
全部記録なし	「船員手帳」の記載により自宅待機中であるもの	・法規定の始期（注）	・復員日	1
	「履歴書」により徴用船への乗船日及び下船日が確認でき、「戦時加算該当船舶名簿」に乗船した船舶名が記載されているもの	・徴用船の乗船日	・下船日	1
2：軍歴証明書のほかに、関連する資料がなく、船員保険の記録、供述から判断したもの				
資格喪失日相違	召集期間の途中で資格喪失している記録があるもの	・資格喪失日	・嘱託解除日（軍歴証明書に記載）	1
全部記録なし	申立人の召集期間の供述と軍歴が一致しているもの	・応召日	・復員日	1

（注）旧船員保険法第 60 条の 2（保険料免除期間の始期：昭和 20 年 4 月 1 日、終期：昭和 22 年 5 月 2 日）

イ) 標準報酬月額認定について

○厚生年金保険 (55 件)

(件)

申立類型	申立人の厚生年金保険の記録 (注1)				同僚の 厚生年金保険 の記録	その他		計
	申立期間の 前の記録	申立期間の 後の記録	申立期間 前後の記録	未統合記録		申立人・事業所等の提出資料	「1万円」 記録からの認定困難のため、 附則第3条 (注2) による。 (S44. 11. 1 前の厚年期間)	
資格取得日相違	0	2	0	0	1	1	・「健康保険組合記録」 0	4
資格喪失日相違	16	0	1	0	0	2	・「在籍記録簿 (月俸)」 ・「給与明細」 0	19
中抜け	1	0	0	0	1	1	・「勤務履歴書 (給与額)」 0	3
全部記録なし	3 (申立期間の 直前)	3	0	3	6	5	・「労働者名簿 (昇給欄)」 ・「被保険者台帳の記録」 ・「賃金台帳」 ・「健康保険組合記録 (標準報酬)」 及び事業所発行の「給与通知書」 9	29
計	20	5	1	3	8	9	9	55

(注1) 被保険者旧台帳又は被保険者名簿である。

(注2) 「厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」(昭和44年法律第78号) 附則第3条の規定

○船員保険 (4 件)

(件)

申立類型	申立人の被保険者名簿		同僚の被保険者名簿	計
	申立期間の前の記録	申立期間の後の記録		
資格喪失日相違	1	0	0	1
全部記録なし	1	1	1	3
計	2	1	1	4

〔あっせん事案分析の小括〕

以上の調査結果から、次のことがいえる。

- (1) 「在籍証明書等」から、在籍の事実及び在籍期間が明確に確認できる場合がある。
- (2) 標準報酬月額の認定は、第三者委員会においては、あっせん文に標準報酬月額を決定・記載する必要があるため、申立人の記録以外の資料等から判断しているものもあるが、年金額の算出に当たっては、昭和44年11月1日より前の期間については標準報酬月額を一律1万円として計算される(昭和44年改正法附則第3条)。このため、年金事務所で記録訂正する場合は、標準報酬月額の認定の可否に関わらず、すべての場合に1万円と記録することで足りると思われる。これらのことから、「在籍証明書等」により在籍の事実及び在籍期間が明確に確認できる場合は、年金事務所段階で記録の訂正が可能であると考えられる。

(2) 訂正不要事案 (43 件) について

i) 申立類型について (件)

申立類型	資格取得日相違	資格喪失日相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	計
厚生年金保険	7	10	2	9	7	35
船員保険	4	0	0	4	2	10

※1事案に複数申立期間があり申立類型が異なるため、事案件数と一致しない。

ii) 申立期間の始期と申立期間月数について (件)

申立期間月数 始期	1～24 か月		25～48 月		49～72 月		73～96 月		97～120 月		121～148 月		計	
	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保	厚年	船保
昭和 13～14 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
昭和 15～16 年	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2
昭和 17～18 年	5	1	6	3	1	1	0	0	0	0	0	0	12	5
昭和 19～20 年	14	3	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20	3
計	19	5	11	3	3	2	0	0	0	0	1	0	34	10

※1事案に複数申立期間があり申立類型が異なるため、事案件数と一致しない。

iii) 軍歴証明書等の取得先について (件)

取得先等	厚生労働省	地方公共団体	計
厚生年金保険	10	24	34
船員保険	8	1	9

iv) 訂正不要の判断内容について

ア) 厚生年金保険 (34 件) (件)

申立類型		資格取得日相違	資格喪失日相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	計
外	1: 在籍証明書等 (一部期間の場合を含む。) があるもの (5)						
	昭和 19 年 10 月より前の期間である。(※労働者年金保険法の期間だが、申立人は事務員のため、労働者年金の対象者でもない)	2	1	0	0	0	3
①	休職中だが志願兵のため、旧法第 59 条の 2 の適用にはならないもの	0	1	0	0	0	1

申立類型		資格取得日相違	資格喪失日相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	計
②	適用事業所とはなっていない期間であるもの	0	0	0	0	1	1
2：在籍証明書等がないもの (30)							
外 ① ② ③	昭和19年10月より前の期間である。(※労働者年金保険法の期間だが、申立人は事務員のため、労働者年金の対象者でもない)	1	1	0	0	0	2
	供述から休職したことがうかがえ、志願兵のため、旧法第59条の2の適用にはならないもの	0	1	0	1	0	2
	適用事業所とはなっていない期間であるもの	0	0	0	0	5	5
	旧陸海軍の共済期間であるもの	0	0	1	0	1	2
	在籍していないことを確認できる資料があるもの	1	0	0	1	0	2
	資料や供述がなく、在籍が確認できないもの	3	6	1	7	0	17
	計	7	10	2	9	7	35

※1 事案に複数申立期間があり申立類型が異なるため、事案件数と一致しない。

※2 在籍証明書等とは、在籍証明書の他、在籍台帳、辞令原簿を含む。

イ) 船員保険 (9件)

(件)

申立類型		資格取得日相違	資格喪失日相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	計
1：在籍証明書があるもの (1)							
	昭和20年4月より前の期間である。(※申立人は予備船員であったため、船員保険の適用対象にもならない。)	1	0	0	0	0	1
2：在籍証明書がないもの (9)							
	船員保険の適用船舶ではないもの	0	0	0	0	1	1
	旧陸海軍の共済期間であるもの	2	0	0	3	0	5
	資料や供述がなく、在籍が確認できないもの	1	0	0	1	1	3
	計	4	0	0	4	2	10

※1 事案に複数申立期間があり申立類型が異なるため、事案件数と一致しない。

(注)

外 旧厚生年金保険法第59条の2の適用対象期間(昭和19年10月1日から昭和22年5月2日まで)以外の期間の場合

① 旧厚生年金保険法第59条の2の適用にならない場合

② 適用事業所ではない期間の場合

③ 旧陸海軍の共済組合の加入期間である場合

4 調査結果に基づき想定される記録回復基準案

訂正不要事案の判断内容を踏まえ、以下の案とした。

(対象事案)

昭和19年10月1日から昭和22年5月2日までの期間に係る厚生年金保険の申立てで、軍歴証明書により確認できる陸海軍に徴集又は召集されていた期間のうち、在籍証明書等により在籍期間が確認できる事案

(除外要件)

①旧厚生年金保険法第59条の2の適用にならない場合 (例：志願兵の場合、被保険者資格の取得月に徴収又は召集された場合の当該取得月について)

②適用事業所ではない期間が含まれる場合

③旧陸海軍の共済組合の加入対象となる期間の可能性がある場合

④申立の内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案についての再申立てである場合

※申立期間の中に、この記録回復基準案による記録回復の対象となる期間の他に、この記録回復基準案に該当しない期間を含む事案 (P)

5 上記4の回復基準案により記録回復可能な調査対象事案

厚生年金保険法によるあっせん事案55件のうち、上記「3 (1) v) ア) あっせん期間を判断した主な事情について」の結果では、22件 (約40%) が回復対象となる。

※申立期間の中に、この記録回復基準案による記録回復の対象となる期間の他に、この記録回復基準案に該当しない期間を含む事案は該当するものを除外して、件数を算出している。

6 論点

○船員保険に係る事案は、事案数 (あっせん4件) が少なく現時点での記録回復基準案作成は困難だが、どのように取り扱うか。

○軍歴証明書及び「在籍証明書等」は、第三者委員会事務室の調査の一環として取得していることが多いため、当該回復基準により記録回復を行う場合は、年金事務所で取得する必要がある。

○過去の記録回復基準の取扱いでは、5の※に記述したとおり、申立期間中に、この回復基準案による回復対象期間の他に、特例法あっせん対象と考えられる申立期間を含む事案 (7件) を回復対象外とする取扱いがなされているが、今回の記録回復基準案においても同様とすべきか。

厚生年金保険に係る関連条文

◆旧厚生年金保険法第 59 条ノ 2

被保険者ガ陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保険料ヲ徴収セズ

(自) 昭和 19 年 10 月 1 日 (至) 昭和 22 年 8 月 31 日・昭和 19 年 2 月法律第 21 号ノ昭和 22 年 9 月 1 日以降・昭和 22 年 4 月法律第 45 号) (法第 59 条ノ 2 は削除)

◆旧厚生年金保険法施行令第 25 条ノ 2

前月ヨリ引続キ被保険者タル者ガ厚生年金保険法第 59 条ノ 2 ノ規定ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保険者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同法同条ノ規定ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌月以後同法同条ノ規定ニ該当セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保険料ヲ徴収セズ但シ被保険者ガ同法同条ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(自) 昭和 19 年 10 月 1 日 (至) 昭和 22 年 5 月 2 日・昭和 19 年 5 月勅令第 363 号ノ昭和 22 年 5 月 3 日以降・昭和 22 年 5 月政令第 64 号) (令第 25 条ノ 2 は削除)

◆厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律 (昭和 44 年法律第 78 号) 附則第 3 条ノ規定

昭和 44 年 11 月 1 日前に厚生年金保険ノ被保険者であつた者ニ関シ、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算ノ基礎となる標準報酬月額に一万円に満たないものがあるときは、これを一万円とする。

船員保険に係る関連条文

◆旧船員保険法第 60 条ノ 2

被保険者ガ陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保険料ヲ徴収セズ

(昭和 20 年 4 月 1 日施行・法律第 24 号ノ昭和 22 年 12 月 1 日施行・法律第 103 号により法第 60 条ノ 2 は削除)

◆旧船員保険法施行令第 33 条ノ 3

前月ヨリ引続キ被保険者タル者ガ船員保険法第 60 条ノ 2 ノ規定ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保険者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同法同条ノ規定ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌月以後同法同条ノ規定ニ該当セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保険料ヲ徴収セズ但シ被保険者ガ同法同条ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

◆国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号)

厚生年金保険法 附則 (昭和 60 年 5 月 1 日法律第 34 号) 抜粋

第五十三条

(前略) 旧船員保険法による標準報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす場合において、昭和四十四年十一月一日前に船員保険ノ被保険者であつた者であつて施行日以後に厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有するに至つたものに支給する当該保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合には、その計算ノ基礎となる標準報酬月額に一万二千元に満たないものがあるときは、これを一万二千元とする。